

広島県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日時
一般国道四八七号	呉市警固屋四丁目二三番二地先から 呉市音戸町渡子一丁目一四一番二地先まで	平成二十五年三月二十七日 日一五時
県道音戸倉橋線	呉市音戸町渡子一丁目三五五番一地先から 呉市音戸町渡子一丁目五三七番一地先まで	平成二十五年三月二十七日 日一五時